

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷五十第

行發日一月八年一十正大

論叢

交通税の捕捉すべき給付能力

法學博士 神戸 正雄

支那の古典に見られたる社會政策

法學博士 田島 錦治

經濟道と經濟術

法學士 作田 莊一

小作制と小作法

法學博士 河田 嗣郎

時論

支那の改造と國際管理

法學博士 末廣 重雄

戸數割を論ず

法學博士 小川 郷太郎

物價問題私論

法學博士 山本美越 乃

說苑

ジョン・ロックの私有權論

經濟學士 岩城 忠一

雜錄

經濟學の革命

法學博士 河上 肇

大學生の一年間の學費

經濟學士 藤野 靖

支那の改造と國際管理

末 廣 重 雄

奉直戰爭に於いて直隸派勝利の結果徐大總統が下野するに及び、直隸派の曹錕吳佩孚及び天津に在る舊國會議員等は黎元洪に大總統なることを求めた。黎氏は各省の督軍廢止と共に全國に亘つて一律に裁兵を實行することを條件として就任を承諾したが、此の裁兵なることは決して氏獨特の意見ではない。督軍廢止と共に中華民國創立以來の大問題であつて、今日支那の國民的希望となり各地方に要求の聲が漲ぎり渡つてゐる。更に支那改造の爲めに裁兵の必要であることは外國人に依つても屢々唱へられ、ゼー・オー・ビー・ブランドの如きも亦列國が支那を援助して、其の改造の爲めに第一に實行せしむべきことは督軍の擁する軍隊の解散であると云ひ、裁兵の絶對的必要を主張してゐる (J.O.P.Bland, China, Japan and Korea p.117.)。

華府會議に於ても、其の太平洋及び極東問題委員會は支那關稅引上決議に關する附帶決議として、支那に對する裁兵勸告の決議をした。其の一節に曰く、

本會議は毛頭支那の内政に干涉するの意思なく、支那が自己の利益と通商の一般的利益の爲めに有方且つ鞏固なる政府を發達維持することを誠實に希望し、且つ企業及び國民的幸福に對して大なる障礙となるべき巨額の經費を軍備の制限に依つて減縮することを目的とする本會議の精神に依つて刺激せられ、支那政府が軍隊及び軍事費を削減する爲め、直接且つ有效なる手段を採ることを熱烈に希望する旨を支那政府に對して表明することを決議す。

支那の政治的財政的社會的事情と軍備縮小の世界的趨勢とは、斯くの如く裁兵を現下の大問題たらしむることになった。是より進んで支那改造の一手段としての裁兵を説き、次て裁兵等の改造事業が引出すべき支那の國際管理問題に論及するであらう。

二

斯くの如く、裁兵が支那改造の第一義たることは内外人の等しく認むるところであつて、恐らく之を否定する者はあるまい。然らば何故に裁兵は必要であるか。ロドニー・ギルバート(氏の「支那軍隊整理案」は雜誌「支那」第十卷第十二號第十三號第十四號に譯載せらる)の意見を約言すれば、督軍の下にある軍隊は外國に對して支那の國家的利益を防護するの力なく國防上無用の長物

であると同時に、國內秩序の維持の爲めにも亦不必要である。否な寧ろ有害である。支那に於ては軍隊の出動する所、必ず掠奪、暴行、凌辱等あらゆる罪惡が行はれ、地方商工業の停止を來し民衆を窮困せしめる、加ふるに督軍は各其の手兵たる軍隊を擁して絶大の勢力を有し、政治上に跋扈跳梁する。之が爲め中央政府及び國會も其の權力の基礎を失ひ、支那の内亂南北の對峙の如き皆之に起因するのである。支那の和平統一の爲め、支那人の安寧幸福の爲め、一日も速に裁兵を斷行せねばならぬと云ふのである。

黎元洪は就任の際發した裁兵廢督に關する通電中に裁兵の行はれざるべからざることを力説してゐる。曰く

練兵の定數は國防に基く。歐戰既に終つて列國皆軍備を縮小するに獨り我國積貧にして其の兵額の多きこと人を駭かすものあり。最近或は裁兵を行ふことあるも、要するに前に省し後に増し、此に増し彼に損し、一遣一召費を靡すること更に多し。之を遣れば兵散じて匪となり、之を召けば匪聚つて兵となり、人として兵ならざるなく、兵として匪ならざるはなし。

兵を擁すること大なるものを雄となせしにより、督軍各其の地方の租税を抑留して中央に送らず、之が爲め財政窮迫を極むるに至る。

裁兵の理由は殆んど以上に盡きてゐるであらう。裁兵は實に政治上財政上社會上各方面より觀

て、目下の急務であると云はねばならぬ。而して其の斷行に伴ふて支那の國論たる督軍廢止も亦行はれ、支那政府は財政上の窮乏より免かれ、人民は其の疾苦より救はれるであらう。裁兵は支那改造の第一手段である。

三

然らば如何なる程度まで支那軍隊を裁撤すべきか、其の善後策如何等の點に關しても内外識者の意見は大同小異である。多くは現在の軍隊を大に縮小して精銳なる國軍を編成し、而して解散兵に職業を與へて、彼等が散じて土匪流賊となるを防止せんとするのである。第一にブランドの裁兵案を左に紹介する。

先づ北部及び中部諸省に於て裁兵を開始し、小銃彈藥、其他一切の武装を引渡す兵士に對しては、四國銀行團代表者の直接監督の下に、給料と共に故郷への旅費を支拂ふべきである。支那人中往々にして、裁撤せられたる兵士が土匪に化して地方の平和を擾亂するを防止するため、列國は此等兵士を向ふ數年間土木事業に使役するに必要な資金を供給すべきである、と云ふ者があるけれども、之は例に依つて例の如く、外國人を欺いて私腹を肥さんとする支那人の奸策に過ぎぬであらう。

裁撤せらるべき兵士の數は南方の數省を除けば先づ六十萬人を越えぬであらう。此等少人數の

者が給料と旅費の支給を受けながら、尙其上に財政的援助を得るにあらざれば平和的職業に就くことが出来ぬとは信せられぬ次第である。然し便宜の問題として道路、鐵道の改良、治水事業等の爲め土木工事委員會を設け、之をして解散兵の使役事務を取扱しむることは必ずしも不可でない。(前出ブランド著「支那日本及び朝鮮」第百十八頁以下)

ロドニー・ギルバートも大體に於てブランドと主張を同ふする。氏の發表した軍隊裁撤案綱領に依れば、支那陸軍は平時人員を約二十五萬として之を二十五師團に編成することゝし、此の標準に依つて現在の軍隊を裁撤し、小銃一挺彈藥一百發以上を提供する者のみを以て解散軍隊に屬する者と思ひ、此等の者を一定の條件の下に悉く收容して土木事業に従事せしむべしとするのである。而して氏は裁兵と同時に、現行軍制の根本的改革を行ふて將來に於ける私兵の發生を防止する方策を講ずるにあらざれば、裁兵は徒に軍隊頭目の私腹を肥すことゝなり、更に遠からず裁兵問題の再燃を見るに至るであらうと論じてゐる。

孫文も亦裁兵論者である。氏が去る六月七日吳佩孚に對して發した電報に於て、取敢へず現在の軍隊半數の裁撤を以て、南北間の停戰條件とすべきことを宣言し、而して氏は二十萬乃至三十萬の兵を新に徵集して國軍を編成すると同時に現在の軍隊は漸次之を裁撤し、裁撤したる兵士は悉く之を工に化すべしといふ意見を有するのである。氏の宣言に曰く

軍興以來兵額前に比して倍徙に至る。此等の兵士は民間より出で、不法武力の驅使するところとなる。一旦淘汰して急に其の業を失はしむるは不可なり。故に悉く改めて工兵となし、統率編成一切舊の如く、其の武器を收め工具を與へ、毎日六時間乃至八時間の勞働を爲さしめ、道路の修繕其他の工事に従事せしめ、其の月給は百元以上の者は五割を加へ、百元以下の者は倍を加へ云々

此他吳佩孚の裁兵計畫として傳ふるところのものも、其の骨子に於て如上の諸案と略ぼ同一である。要するに、大體に於て叙上の方法に依り支那陸軍の現在の兵員約百三十萬、註一を大に裁撤する爲めには、一時は可なり巨額の費用を要するであらうけれども、其の斷行を困難ならしむる程高價のものでない。而かも裁兵後は軍事費を大に輕減し財政上の負擔を頗る緩和することが出来るのである。其れにも拘はらず裁兵の容易に行はれぬは何故であらうか。「註二」

「註一」支那の陸軍の兵力は第一革命の終には約八十萬一九一九年上海和平會議の頃には約百万一九二〇年には約百三十萬に上ると計算せらる。もつとも之は概算であつて正確なる兵力を知ることは困難である。

「註二」將百里(曾て我國の士官學校を卒業し後獨逸に留學したる人)の裁兵案に依れば一個の兵士に對し裁兵の時三個月の食料二十一元旅費九元合して三十元を支給することとすれば三百元を以て十萬の兵を裁することが出来る。二十萬元あらば六百萬元を以て足れりとする。然るところ一個の兵士は毎月食料七元一個年八十四元其外制服等の費用を見積れば合計約百元を要するから二十萬の裁兵は翌年の國庫に二千萬元の剩餘を生ずることとなる。此他二十萬元を用意して生産事業に投じ解散兵の土匪となるを防止するとして最初に二千五百萬元の準備があれば五年計畫で百萬の兵士の裁撤が容易に出来ることとなる。

四

内外人より支那改造の第一歩として目せらるゝ裁兵が近き將來に於て實行せらるゝや否やは大に南北統一の成否に繋つてゐる。然るところ奉直戦争後間もなく民國六年國會解散令の取消令出で、一時南北統一は一瀉千里の勢を以て進展する形勢が見えてゐたが、間もなく南方に於ても、北方に於ても内訌が始まり、目下開會準備中の舊國會も憲法制定及び大總統選舉に必要な法定數を得ることが疑はしくなり、統一の前途再び暗澹たることになつた。惟ふに舊國會恢復、約法擁護と云ふことは南北對峙の一口實に過ぎないのであつて、實は南北各勢力の間に感情や利害やの不調和があり、幾多融和を困難ならしむる事情があるのである。而かも支那南北の有力者には我國維新當時に出でたる西郷其他の志士に見るが如き救國救民の誠意がなく、私を以て公に殉する犠牲的精神に乏しい。是が過去に於て支那の黨争軋轢の原因となり將來に於ても其の和平統一を困難ならしむる所以であつて、何人とも雖も南北統一近くにありと斷言するの勇氣があるまい。而して裁兵は南北一致して同時に之を實行せねばならぬのであるから、南北對峙する限り裁兵は云ふべくして行ふべからざるものであらう。幸にして吾人の期待を裏切り南北統一成るとしても、裁兵は決して無造作に實行せられるものではない。黎元洪の裁兵廢督の主張に對して曹錕吳佩孚は賛成であると答へ、年來裁兵廢督を主張した盧永祥の如きは、今日的好機會に遭遇し國家の爲

め犠牲となるを各ますと稱して浙江督軍の職を辭したさうである。けれども、盧氏の辭職には色々動機があつて、必ずしも奉公の精神に出でたものではないやうであり、一般督軍に至つては偉大なる權勢と利益とを彼等に與ふる督軍の地位を惜氣もなく拋棄しさうにもない。廢督の聲が高いから陽には之に反對せぬとしても陰には之に妨害を加へ、従つて又督軍の權勢を築き上げる手段たる軍隊の裁撤に對して故障を挟み、其の斷行を困難ならしめるであらう。

兎に角裁兵には南北統一が先決問題であり、其他の支那改造事業も亦同様である。然るところ南北統一は此際困難であらうから、従つて支那改造の前途も亦悲觀せざるを得ないが、萬一幸にして統一成れば裁兵等の支那改造事業は實際問題となり之に伴ふて經費の問題を生ずることになる。然るところ民國六年以來各省より中央に送るべき収入は地方に抑留せられ、之が爲め目下北京政府は國際管理の下にある關稅及び鹽稅の剩餘若干、其他僅少の收入あるのみで財政窮乏、官吏の俸給さへ満足に支拂ひ得ぬやうな次第であるから、南北統一しても財政改善は容易の業であるまい。否な改善の一手段としての裁兵には何よりも先づ資金が要り、此の資金の供給は之を外債に仰がねばならぬ。

五

列國は支那の改造を援助せねばならぬことを豫期してゐる。極東條約第一條に、支那を除く各

締約國は支那に對し有力且つ安固なる政府の樹立及び維持の爲め最も完全にして且つ障害なき機會を與ふべしとあるは、列國は支那の現狀に満足せず、眞に民意を代表する有力なる政府の出現を希望し、而して支那が自ら此の事業を完成せんことを欲求し、之が爲めには内政干渉とならぬ限り支那に援助を與へ、資金を必要とすれば支那より申出である場合之に應ずるの意あることを示すのである。然し此の援助を與へ資金を供給するには時期があり、而して其の時期は未だ到來せないと思はれる。去る五月末北京に於て開會した日英米佛四國公便會議は「現在の支那には吳佩孚の外認むべき勢力がない。吳氏は舊國會を恢復し、憲法を制定し、裁兵を斷行せんとしつゝ、あつて列國の財政的援助を望んでゐる。支那に有力且つ安固なる政府を樹立する爲め最も完全にして且つ障害なき機會を與ふべきことを約定せる極東條約第一條の趣旨に據り、吳佩孚の勢力の下に鞏固なる政府を樹立せしむる爲め、四國銀行團をして支那の政治借款に應せしめて差支なし」と議決して各々其の本國政府の諒解を求めたが、支那の政局混沌として如何に發展するや未だ判然せざるにも拘はらず、一黨一派を援助せんとするは大早計であると云はねばならぬ。我が政府が暫らく形勢を觀望するに如かずとして、此の決議に應せなかつたは當然のことである。

然し和平統一の見込立つ場合には、列國は支那改造に資せんが爲め援助殊に財政的援助を與ふることになり、我國も之に参加するに吝でないであらうが、此の財政的援助は自ら支那の國際管理

問題を惹起することになるのである。

六

國際管理は從來既に支那の關稅、鹽稅に關して部分的に行はれた。海關は半世紀以前より國際管理の下に在つたか、日清戰爭、北清事變、武漢革命等の結果海關に對する管理は漸次強く且つ廣く行はるゝことになつた。外國人たる總稅務司は久しく關稅の徵收を司ぐるに過ぎなかつたが、一九一一年の武漢革命に依り支那政府が關稅を擔保とする外債上の義務を履行する能はざるに至りし爲め、列國は自國臣民の有する債權保全の必要上支那政府に要求して、關稅收支の兩權を總稅務司に委任せしむることになつた。此の管理の結果は如何うであるかと云ふに、關稅は今日支那政府の確實なる收入となり、清末時代には一個年二千萬海關兩に過がなかつたが、一九二〇年には四千九百五十萬海關兩に上り、關稅を擔保とする外債の元利を控除し、尙約二千萬海關兩の剩餘を支那政府に交附することを得た。

鹽稅は一九一三年四月支那政府と日英佛獨露五國銀行團との間に締結した二千五百萬磅の支那改革借款契約に依つて、同借款の擔保となり、國際管理の下に屬することになつた。「註三」鹽稅管理の成績は次第に良好となり、清末時代には鹽稅收入は一個年銀一千萬弗に上らなかつたが、最近に至つては先づ徵稅費を差引き、次に之を擔保とする借款の元利を支拂ふても尙少なからざ

る剩餘があり、一九二〇年には約銀六千四百萬弗を支那政府に交附した（もつとも此中約銀二千五百萬弗は各地方に於て督軍等の爲めに抑留せられ中央に送られなかつたといふことである）。

一九一九年春上海に於て開會せられた南北和平會議が失敗に終つてより、南北は益々乘離し兵争熾む時がない。斯くして支那改造の絶望的となるに及び、現に成績良好なる部分的國際管理を擴張して支那の一般財政場合に依つては廣く行政にも及ぼさんとするの論頻りに行はれ、殊に華府會議開會前に於て熾盛であつた。ブランドは曰く、

支那に取つて何よりも必要なことは有力にして獨立なる中央政府の建設である。然るところ此の改造運動は支那内部より起る望がなく、之を支那人に一任しては恰も百年河清を俟つに等しい。支那を滅亡より救ふには是非とも外國の干涉が必要であるが、外國の干涉は決して目新しい現象ではなく、財政管理の如きは現在行はるゝ關稅及び鹽稅の管理を今少しく擴張するに過ぎないのである。

氏は甚しく支那の前途を悲觀し、不正直なる支那人に改造事業を一任するの絶対に不可なることを力説して、支那を救済するの途は現在以上に國際管理を行ふの外なしとするのである。ウツドヘッドも亦、將に倒れんとする支那を再起せしめ其の國家的獨立を恢復せしむるには、列國の指導を必要とし、場合に依つては行政各部の制限的管理を外國人に委ねざるべからずとし、而し

て過去に於て支那政府は改造の爲め多數の外國人顧問を招聘したけれども、常に顧問の意見を無視した爲めに其間殆んど何等の成績も擧ぐることを得なかつた。此の經驗に鑑み今後改造援助の目的を以て列國が提供する外國人には、支那政府をして或る程度の行政權を與へしむることを緊要とする旨を力説してゐる(氏の論文 *Reconstruction in China* は雜誌「支那」第十卷第十五號第十六號第十七號に譯載せらる)。

昨年八月米國 *パブリック・レツジャー* 紙上に於て *ワイル* が、支那の自由と獨立を希望とする列國は國際理事會を組織し支那に對する領土的經濟的侵略を防止すべしといふ意見を發表し、米國商務卿 *フーツァー* も之に賛成したと傳へらるゝや、頗る支那人間に物議を生じたが、此の國際理事會設置案は恐らく米國雜誌「亞細亞」一九一九年三月號に掲載せる *紐育平和協會最終決定委員會* 發表の同協會極東國際政策委員會の報告註四に據つたものであつて、支那をして將來列國の侵略より免れしめ、共和政治の圓滿なる發達を圖る爲め、支那を一般的國際管理の下に置かんとするものであらう。

〔註三〕鹽稅の國際管理に關しては支那改革借款契約第五條の規定がある。同條に曰く

支那政府は外國人の補助を以て本公債の擔保に供したる支那鹽稅收入の徵收制度の改革を直ちに着手すべきことを約す其の改革方法は財政部の決定したるものにして左の如し

支那政府は財政總長の監督の下に北京に鹽務所を設置すべし鹽務所内に稽核總所 (Chief Inspectorate of Salt Revenues) を置き之を統ぶるに一人の支那人たる總辦及一人の外國人たる會辦を以てし免許證の發行及收入報告の調製に關する主たる

監督機關とす總て產鹽地方に稽核分所を置き之を統ぶるに各一人の支那人及外國人たる所長を以てし鹽稅の收入及保管に付て連帶責任を負はしむ支那人及外國人たる所長并に稽核所及分所に於て必要なる支那人及外國人たる職員の任免黜陟は總辦の協議に依り財政總長の認可を得て之を決定す免許證の發行を監督し及手數料并鹽稅を徵收するは所長の連帶責任たるべし鹽運司及在北京稽核總所に對し明細に一切の收支を報告する亦同じ稽核總所に收入の定期報告を財政總長に進達したる後之を公布すべし

總て各地方に於て鹽稅の支拂に對して鹽を引渡すは支那人及外國人たる所長の連署ありたる場合に限り之を爲すべく其收入の收入は支那人及外國人たる所長に於て銀行團又は其の承認したる寄託所に於ける「支那政府鹽稅收入勘定」中に之を預入し且其の報告と照合せしむる爲め之を稽核總所に報告すべし、右鹽稅收入勘定には總辦及會辦の連署ありたる場合に限り之を引出すべく總辦及會辦は鹽稅收入を擔保とする諸種の債務に對する優先權を保存するの責任を有す

本公債元利の支拂を確實に履行する限り茲に規定する鹽稅制度に對する干渉を爲すことなかるべし……………

〔註四〕極東國際政策委員會が其の報告中に提議する國際極東委員會は日支英佛米諸國の代表者を以て組織し現在外國の干渉又は管理に依つて毀損せられつゝある總ての支那の領土及固有權を支那に回收せしむることを最終目的とす但支那が(イ)鞏固にして眞正なる代議政治の樹立(ロ)近代主義に則る民刑事法典の編纂(ハ)完全なる司法制度の發達(ニ)公平なる租稅制度の確立等の條件を充たすまで此の回收を延期し同委員會は列國を以て支那に於て租借占領等に依つて獲たる地方を適當なる時期に於て還附することを約せしめ而して此等諸國に代つて一時的に其の地方の行政を管理し借款のみならず鐵道鑛山其他の獨占的權利の許與を監督し司法制度の改善に助力すること等を其の任務とするのである。

七

以上は支那人が腐破墮落し、政治的に無能力であり、獨力にては到底有力且つ安固なる政府を樹立し維持し得ざることを前提としての議論である。支那人中にも國際管理已むを得ぬと考ふる者もあるけれども多くは之に反對し、昨秋國際管理が華府會議の問題たらんとするの風説あるや、支那の輿論沸騰し、支那改造は支那人の自覺に俟たねばならぬ、國際管理の如きは支那人の自覺の向上に望を絶つて始めて唱道すべく、始めて實行すべきものであるといふ者が少くなか

つた。此の支那人頼むに足らずとする説と支那人頼むに足るとする説と、孰れが當を得たるやば別問題として、兎に角華府會議に於ては「支那人は支那人に」といふ根本主義を認め、従つて極東條約調印國は支那の主權獨立并に領土的行政的保全を尊重することを約し、支那に於て有力且つ安固なる政府を樹立することを支那人に一任し、唯必要ある場合に最も完全且つ障害なき機會を與ふるを以て満足することになつた。太平洋及び極東問題委員會に於て、委員長ヒュースは此の問題に關して左の如き意見を陳述した。

本委員會はルート決議案第二項の「支那に對し有力且つ安固なる政府の樹立及び維持の爲め最も完全にして且つ障害なき機會を與ふること」に同意した。余は之は獨り誓約を爲すに止まらず、又實に支那が獨力にて有力且つ安固なる政府を樹立維持し得ることを承認したものであると信ずる。是は支那自身に於て爲すべきことであつて、他國政府は單に支那をして其の目的を達する機會を得せしむべきである。而して其の目的を達するには相當の年月を待たねばならぬ。支那の發達は長き年代の経過を待たねばならぬ。性急なる吾人は忍耐せねばならぬ。強制を加ふる時は到底此の大事を爲し遂げることが出事ない。支那の爲し遂げるのを待つ間干渉するの意思なく、只援助せんとする希望を有するのみである。是れが實に本會議の精神であり、列國の希望して已まざるところである。

即ち支那の獨立尊重、不干渉を原則とするのであつて、列國は(支那を含む)更に進んで極東條約第二條に依り、如上の原則に違背し若くは之を害すべき如何なる條約協定取極或は了解を相互間に又は各別若くは協同に他の一國若くは數國と締結せざるべきことを約定した。従つて極東條約が効力を有する限り、列國は支那に迫つて新に國際管理を行ふことを得ざるになつた。

八

上述の如く極東條約第一條に依り列國は支那の獨立を尊重すると同時に、支那改造の爲めに有形無形の援助殊に財政上の援助を與ふべきことを約したが、此種の援助即ち改造資金の供給は四國銀行團に依つて爲さるべきである。然るところ支那の外債を引受け改造資金を供給すべき四國銀行團は關稅又は鹽稅(關稅は近く現實五分となり次で從價二分五厘の附加稅の徵收に依つて擔保力を大に増加することになる)が外債の擔保たる以上、現に行はるゝところの管理に依頼して債權の保全を圖り得るけれども、若し其他の租稅を擔保とする場合には、新に此の租稅に關して管理を要求するであらう。尙又進んでは外債資金の支出の管理に關しても新なる要求を提出するであらう。現在鹽稅に關し、之を擔保とする外債資金の支出に就き管理の方法が設けられてるけれども、實際効力がないやうであるから、四國銀行團は將來の外債に關して、一層有効なる管理の方法を設くべく支那政府の承諾を要求するであらう。「註五」

曾て一九一三年四月の支那改革借款成立の際、支那政府は鹽稅管理に關する五國銀行團の要求を以て支那の獨立を侵害するものとして極力反對し、クリスプ借款を起したのは實は五國銀行團牽制の爲めであつた。來るべき四國銀行團の管理の要求にも容易に同意せないのであらう。然し此の要求は極東條約調印國の要求ではなく、四國銀行團の要求に過ぎぬから、極東條約第一條及び第二條に直接牴觸するとは云はれまい。けれども一九二〇年十月の對支借款團規約に依れば、四國銀行團は其の本國政府より同規約に依る一切の活動につき完全なる支持を受け、日英米佛四國政府と密接なる關係がある。従つて銀行團が借款に關し支那の獨立を侵害するが如き要求を提出することも、支那政府が之に應ずることも、共に精神的には極東條約第一條及び第二條違反であること云はれぬことはない。然し四國銀行團は營利の立場を離るゝことは不可能であるから、若し極東條約違反の故を以て債權保全に必要な管理を行ふことを許されぬれば、支那改造に必要なる資金の供給を拒むであらう。事茲に至れば、支那の改造は庶幾し得られぬことになり、極東條約第一條の對支援助に關する規定は全く空文に歸することになる。斯くの如きは蓋し華府會議の趣旨に副ふものでないから、四國銀行團の要求する管理は極東條約違反でないと解釋せられ、今後支那が借款を爲すに伴ふて國際管理は漸次濃厚となるであらう。

果して然らば、國際管理は極東條約によつて必ずしも制限せられたのではなく、其の下に於て

も尙今日以上に擴大されることがあり得るのであるが、若し夫れ支那が今後依然として内訌を續け、支那人の力を以てしては和平統一遂に望なきこと明となる場合には如何うであらう。支那には無限なる天然資源があり、其の開発は歐米諸國が焦慮しつつある歐洲延ては世界の經濟的復興に取つて喫緊事であらねばならぬ。然るに絶へざる兵争の爲め天與の大富源が空しく閉鎖せられ、其の利用が許されぬことは實に世界人類の大不幸事であるから、列國は長く之を不問に附することはあるまい。ヒュースは上述の如く、太平洋及び極東問題委員會に於て「支那改造に關して目的を達するには相當の年月を經過せねばならぬ」、「支那の發達は長き時代の經過を待たねばならぬ」と述べてゐるが、「相當の年月」とか「長き時代」とは抑も幾何の歲月を指すのであらうか。列國は今後非常に長い期間拱手して支那の混亂、黨争を傍觀するであらうか。否な窮迫せる世界の事情は恐らく之を許さないであらう。支那の内亂尙久しきに亘らば、世界の共通利益の爲め、列國は一時支那の獨立を犠牲にしても、廣く國際管理を行はんとする時節が到來するであらう。

「註五」一九一三年四月の支那改革借款契約第十四條に依り五國銀行團は支那政府をして審計院を設けしめ而して公債資金の支出監督の爲めに國債局長として支那人と共に外國人を使用せしむることになつた。然るところ支那政府は言を左右に托して有効なる監督を妨害せしかば外國人たる國債局長は只員に備はるのみとなつて本借款の目的の一である軍隊解散に供せらるべき三百萬磅の金は濫費せられ關係支那官吏の私腹を肥すに過ぎなかつた。

九

昨年、末華府會議に於て支那の國際管理が議題とならんとするの風説あるや、梁啓超は北京に於ける某會席上に於て反對論を公にして大に世人の注意を惹いた。氏は外國の希望する支那の財政全般に亘る國際管理は、其の實行の任に當るべき多數の外國人を得難きこと、列國間に軋轢を起し易く和衷協同を保ち難きこと、國際管理を行ふには列國は大兵を支那に派遣し遍ねく各地方に駐屯せしめて支那人を威壓せねばならぬこと、の諸點よりして其の實行難を説き、更に進んで此の困難を冒して迄も國際管理を實行せねばならぬ必要なしとし、而して末段に於て實際外國人は支那人に代つて支那を改造するの能力を有せず、國際管理は支那に害あるも益なし、支那のことは支那人自ら之を解決すべしとて支那人に警告し、其の發奮努力を求めた。氏が國際管理に不平不満であるのは自尊心に富める支那國民として尤も千萬のことである。けれども、支那が混亂不統一の現状を繼續し、滿天下の者に依つて期待せらるゝ改造に無能力なることを暴露するに於ては、列國は支那の爲め、同時に彼等自身の利益の爲めに支那人の反對を無視して強壓的干涉の手を延べ、國際管理に向つて歩武を進めることになるであらう。現在支那人の爲さねばならぬことは、徒に國際管理を非難し其の缺點を指摘することではなく、列國をして國際管理を必要なりと感せしめざるやう、自ら適當なる時局解決の方法を講ずることである。

私は支那改造は支那人の自覺に待たねばならぬ、外國は事情の許す限り之に干渉すべきでないといふ立場より、從來支那の獨立擁護論者となり、支那を我國の指導管理の下に改造せんことを目的とする、謂はゆる「第五項」に反對し、更に現在のところ國際管理にも賛成せず、支那人の發奮努力に依つて一日も早く支那の和平統一が實現せられ、支那改造が支那人自身の手によつて實行せらるゝことを希望して已まぬ。然し今後支那人の爲すまゝに放任しては支那改造の前途に全く光明を認むること能はざるに至る時は、極東保全の責務を痛感しつゝ、ある日本國民の一人として最早黙過することが出来ない。私が理想とする日支の政治的經濟的提携とは背馳するけれども、世界の共通利益の爲めに、廣汎なる國際管理に賛成せざるを得ざることになるであらう。